

多摩地域に対する都政の取り組みに関する要望

平素より、市町村の行財政運営について、格別のご配慮を賜り厚く御礼申し上げます。さて、今日の市町村財政は、景気低迷と雇用の冷え込みによる失業者の増加や、さらに深刻化する企業収益の落ち込みなどにより、市町村の税収は悪化するばかりで、市町村における行財政運営は、各市の行財政改革等による懸命の歳出削減努力にもかかわらず、困窮の度合いを深め厳しい状況に置かれております。

また、地方分権により、国から地方へ多くの事務が移譲されているにもかかわらず、税財源の移譲は一部実施に止まっています。さらに、今後、市町村においては、高齢社会の進展による介護需要の増大や国民健康保険会計への負担、ごみ処理経費の負担増など、解決していかなければならない課題が山積し、その財政負担の増大に苦慮しております。

各市においては、こうした厳しい行財政状況においても、市民生活に直結する諸課題解決のため、日々、真剣に取り組んでいるところであります。

是非とも、多摩各市の状況を十分ご理解のうえ、左記の事項について、特段のご配慮を賜りますよう、お願い申し上げます。

記

一 平成十七年度予算編成について

- (一) 市町村調整交付金・市町村振興交付金・区市町村振興基金は、市町村の行政水準を維持し、年々厳しさを増している市町村財政を補完するうえで極めて重要である。交付金額及び貸付枠のさらなる増額を図りたい。
- (二) 立ち遅れている南北幹線道路の整備や鉄道連続立体交差事業の促進など、多摩の持続的発展のための基盤整備を積極的に推進されたい。
- (三) ごみ減量・資源リサイクル化を推進し、循環型社会を構築するため、一層の人的・技術的・財政的支援策を講じられたい。
- (四) 在宅サービスを中心とする福祉施策を推進するため、必要な福祉包括補助制度のさらなる充実を図られたい。
- (五) 子どもと家庭を取りまく環境が大きく変化している。子育てに関する不安や負担感の軽減等、子育て環境の充実のために市町村が行う各種施策について、国への働きかけや都の財政措置等、積極的な支援策を講じられたい。
- (六) 都民が安全で安心して暮らせるまちを実現するため、各市での防犯対策や市民活動等に対する支援措置の充実を図られたい。

二 「東京多摩地域振興実施計画（仮称）」の策定について

都は、一昨年、多摩の将来像の具体化を図るために多摩アクションプログラムを策定したが、その内容は、将来の総合的な実施計画として具体化されたものではない。

しかし、今後の多摩振興を進めるにあたって、多摩地域の総合的、体系的な実施計画が不可欠であり、したがって、広域行政を担う立場から東京都は、早期に「東京都多摩地域振興実施計画（仮称）」を策定し、施策の着実な実行を図らねばならない。

三 地方分権の推進と税財源措置について

分権型社会の到来に向けて、市町村がその責任を果たしていくためには、国から地方への基幹税による税源移譲の具体化が重要である。国においては、三位一体改革の内容を決定し、基幹税を中心に税源移譲としたが、その具体的内容は明らかになっていない。都においては、地方分権の趣旨に適合した税財源の移譲について、より一層関係機関に対し、強力に働きかけられたい。

また、都が計画している新たな制度構築に向けた具体的な提案に当たっては、財源調整機能の確保など市町村の意見を十分斟酌した上で、大都市圏特有の役割を再確認・強化するとともに、地方分権の趣旨に沿い、国・都道府県・市町村の役割分担を明確にし、それぞれの役割に応じた自己決定と自己責任に基づく地域の創造や、新たな（共治）システムの構築のための東京都としての取り組みを明らかにされたい。

四 介護保険制度について

介護保険制度は、これまで指摘してきたとおり、多くの課題が残されており、したがって、介護保険制度本来の理念が生かされるよう、制度の改善や課題解決を図られたい。

(一) 国に対し、次の事項に実施を働きかけられたい。
財政安定化基金の財源は、現在、国・都・市町村で負担しているが、国と都で負担すること。

調整交付金は、国の法定負担分二五％とは別枠で措置すること。
制度の見直しについて、被保険者の年齢の範囲の拡大及び障害者施策との統合については、慎重に検討すること。

(二) 都において、次の支援策を講じられたい。
苦情処理業務を行う市町村に対し、助成措置を講ずること。
東京都介護保険事業支援計画の施設整備目標達成に万全を期すこと。

平成十六年七月三十日

東京都市長会会長

稲城市長 石川 良 一

東京都知事 石原 慎太郎 殿